

建設経済常任委員会会議録

令和6年9月3日

寒 川 町 議 会

出席委員 横手委員長、山上副委員長

新村委員、青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、関口委員

天利議長

説明者 畠山都市建設部長、水越都市計画課長、岸主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第50号 寒川町都市公園条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第50号 寒川町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。議案第50号 寒川町都市公園条例の一部改正については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正による条ずれが生じたことを受け、町条文の整理を行うものでございます。説明につきましては水越都市計画課長、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【横手委員長】 水越都市計画課長。

【水越都市計画課長】 それでは、資料をご覧ください。2ページおめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、内容をそこで説明してまいります。今、畠山部長より説明がありましたとおり、参照している条文の条ずれによるものでございまして、ここでは別表1に2か所条ずれに対応している部分がありまして、こちらのページの上の第2条中第13号と書かれている部分が、円滑化のほうは15号に変わりましたので、その部分と、別表1の参照している従来第21条第2項第1号というのが、いわゆる点字ブロックの部分でございますけれども、そこが第22条第2項第1号に変わりましたので、そのとおり直していくという部分でございまして、もう1ページおめくりいただきますと附則がついておりまして、この条例は令和7年6月1日から施行する、ただし、第1条の5の改正規定は、公布の日から施行するということで、参照しています高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正タイ

ミングに合わせてそれぞれの公布日にしております。

説明は以上でございます。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い条文の整理ということなんですけど、条文の整理だけで中身自体、改正しているから、いろいろなところが改善というか、変わってきていると思うんですけど、例えば調べたんですけど、バリアフリー基準の見直しですとか、特定建築物の範囲が拡大されたとか、関連するのは、これを見ますと、ブロック関係だけの改正ということなんです。まずその辺をお聞かせください。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 まず別表がいわゆるブロックを指している条文の条が変わりましたので、機械的にそこが直す部分でございまして、その上の第1条の5は、公園施設を指している部分でございまして、公園施設を指している号が変わったので、公園施設のことを言っているのは13号から15号に変わったということで、それに合わせたものでございまして、基本的には中身については触っていないものでございます。現状のところ都市公園条例としては、定義というか、文言を参照しているものなので、今回中身に触れる部分ではないということで基本的には条文の整理ということでやっております。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 提案理由が、法律の施行令の一部改正ということになっているので、その辺の中身というのは、都市計画課では関係ないということなんですかね。ただ条文の整理というだけなんですか。それだけお聞かせください。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 今回の提案としましては、あくまでも条文の整理ということで、条ずれを直すということでございます。ただ、当然都市公園も皆さんに気持ちよくお使いいただくために、そういった部分ではいろいろな配慮を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

小泉委員。

【小泉委員】 まず今回、移動等円滑化法の改正に伴う条ずれの改正ということなんですけど、移動等円滑化法の条ずれが発生したのはいつになりますか。というのは、今この法律の新旧を見ていたんですけど、随分前からこの法律は結構何度も毎年のように改正されていて、条ずれは結構前から発生していたんじゃないかなと、今見たんですけど、これはいつから本当は変えなきゃいけなかった感じになるんでしょうか。その点だけ確認をお願いします。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 まず今回別表については、先ほど提案説明のとおり、6年6月21日の改正に伴うものでございまして、第1条の5については、3年4月1日でございまして、今回併せて整理するものでございます。

以上です。

【横手委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 ということは、別表は6年だけれども、その前が3年の改正だということは、どうもこの法律を見てみると、3年4月1日施行の後に令和5年4月1日施行、そして今最新のが令和6年4月1日施行となっているかと思うんですけど、ここ3年ぐらいは、法律は変わったけれども、この条例に関しては条ずれがあったままだったということによろしいのでしょうか。それをお願いします。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 お見込みのとおりでございます。

【横手委員長】 特に影響はなかったんですか。

【水越都市計画課長】 今回提案に先立ちまして、内部でもこの解釈を確認しまして、当分の間ずれていても、それはきちんと解釈で整理がつけられるということで、できれば当然整理されているほうが望ましいけども、これによって判断が変わる、解釈が変わるものではないと確認しております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

柳下委員。

【柳下委員】 この条例の文言の中で特定公園施設と明記されていますけど、これに該当する施設は寒川の場合具体的にどの公園に当たるのでしょうか。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 幾つか例で挙げられていまして、皆さんが使う園路であるとか、そういったものでございまして、今そこを読み上げますので、少々お待ちください。

幾つかあるので、代表的なものを挙げますと、出入口、通路、階段、トイレ、特に配慮が必要な方が使うときに不便をお感じになるだろうというところを挙げて定義しております。

【横手委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 この条例の下にそれを整備するとすると、それに該当する箇所というのは、寒川町の公園内にどの程度あるかという把握を、想定で結構ですけれども、例えば何をお聞きしたいかというと、今の総合公園の中でも、建物に入るためにどの範囲までが該当するかと聞いたんですけど、お答えがずれているので、また聞き直しますが、その次に書いてある新設とか増設とか改築を行うときにはと書いてありますけれども、これに該当する場所が今現在あるかどうかについてお尋ねいたします。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 まず現在のところ、そういった該当の場所があるかという、今新設、増設等を考えている場所はございませんので、その部分でいうとございませんというお答えになります。ただ、当然今後いろいろな公園を改修していく際には、円滑化法に基づいた特定施設、公園はほとんど皆さんがお使いになる部分でご不便が生じるようなところは直していくという考え方をここに示してあって、もともと示してあって今回条文がずれたので、そこを直すというところがございます。

その箇所数については、ほとんどの公園のおおよその部分の施設、公園は皆さんがそもそもお使いになるように造ってありますので、園路とか、出入口とか、そういった部分は皆さんが使う部分ですので、

数は、すみません、ここでは申し上げられませんが、把握してございませんけども、多くの部分が該当してきますので、その都度バリアフリーになるように直していくという形でございます。

以上です。

【横手委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 何を問うているかというと、例えば総合公園なんですけれども、そこに町のいろんな会議とかに障害者の方もいらっしゃいますし、高齢者もいらっしゃいます。そうするとその範囲内を知りたいんですよね。つまり入っていく公園のどこからどこまでがこの条例に適用される場所なのか、つまり公園といっても建物の入口までのことを言っているのか、その範囲というものはどのように理解したらよろしいでしょうか。

【横手委員長】 水越課長。

【水越都市計画課長】 このつくりとしまして、範囲を示すものでなくて施設、施設といっても今申し上げた園路ですとか、そういったところになりますので、おおよそ皆さんが立ち入る部分全てが、範囲というのはそういうことになります。基本的には皆さんがお使いになる園路、階段、そういったところですので、おおよそ部分が該当してくると捉えていただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。このまま継続してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 では、このまま継続させていただきます。

では、これより討論に入ります。議案第50号 寒川町都市公園条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。それでは、これより議案第50号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時17分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長